

参考資料 1

感染拡大防止のお願い

1 「正しく」、「適切に」感染予防策を講じてください

変異株であっても、これまでと同様の感染予防策が推奨されています。マスクの着用、十分な換気、手指消毒・手洗いなど別紙2「やっているつもりは要注意」をご確認の上、「正しく」、「適切に」感染予防策を講じてください。

特に普段接していない人と会話等をする場合は徹底してください。

2 感染拡大地域等への訪問はできるだけ控えてください

一部の都道府県では、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が継続中で、依然として警戒が必要な状況が続いているので、県外への訪問は慎重に検討をお願いします。

特に、感染拡大地域※、緊急事態措置及びまん延防止等重点措置が実施されている地域並びに外出自粛が呼びかけられている地域への訪問はできるだけ控えてください。

※ 直近1週間の人口10万人当たり新規陽性者数が15.0人を上回っている都道府県。外出自粛が呼びかけられている地域とあわせ、県ホームページで随時お知らせしています。

3 会食における基本的な感染防止策の徹底をお願いします

会食を実施する場合は、「信州版“新たな会食”的すゝめ」を遵守し、「信州の安心なお店」又は「新型コロナ対策推進宣言の店」をご利用ください。特に、感染対策が徹底されている「信州の安心なお店」の利用を推奨します。

また、密な室内での大人数（概ね1メートルの距離が取れない程度の人数）・長時間（概ね2時間超）の会食とならないように注意してください。

4 休憩時間等の気の緩みやすい場面における感染防止策の徹底をお願いします

職場や学校での昼食時やスポーツ後の休憩時など、気の緩みがちな場面ではマスクを外しての会話などで感染リスクが高まるおそれがあります。食堂、休憩室、喫煙所、更衣室等においても感染防止に努めてください。

新型コロナウイルス感染症に係わる差別や誹謗中傷により苦しんでいる人がいます。また、誹謗中傷をおそれるあまりに受診をためらうことは、重症化のリスクを高めるほか、さらなる感染の拡大を招きかねません。

県民お一人おひとりが「思いやり」の心を持ち「支えあい」の輪を広げ、みんなでこの危機を乗り越えていきましょう。

やっているつもりは要注意！

別紙2

R3.5.21

マスクの着用

- ✓ 飲食店における飲食時も含め、人と会話をする際は必ず着用しましょう。
→ マスクを着用していないときは人と会話をしない。
- ✓ できるだけ不織布マスクを着用しましょう。
→ 一般的なマスクでは、不織布、布、ウレタンの順に効果があるといわれています。
- ✓ マスクをしていても最低1メートルは人との距離を取りましょう。
- ✓ 屋内などで人と一緒にいるときは、広い空間でも換気を徹底しましょう。
→ 職場（会議室）やお店、教室（部室）や体育館、自動車の中など。
- ✓ 換気が不十分な密閉空間は避けましょう。

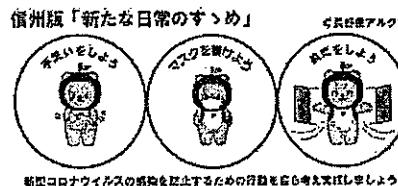
十分な換気

- ✓ 適切なタイミングで行いましょう。
→ マスク着脱の前後、食事準備の前、飲食の前、顔や口に触れる前後、トイレの前後、ドアノブ・スイッチ・パソコンなどの共用部分に触れた後 等
- ✓ 適切な方法で行いましょう。
→ 手洗いは30秒程度かけ、水と石鹼で丁寧に。
→ 手洗い後は清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取る。
→ アルコール消毒は必ず手を乾かしてから使用

手指消毒 手洗い

- ✓ 発熱やせきに限らず、のどの違和感や鼻水、だるさ、味覚・嗅覚の異常など、いつもと体調が違うときには、早めにかかりつけ医等にまずは電話で相談しましょう。
→ 早期発見、早期対応が重症化予防と感染拡大防止につながります。

早めの受診





信州の安心なお店応援キャンペーン

信州版“新たな会食”のすゝめ

地域のお店での会食は、①職場の同僚や仲間とのコミュニケーションの場 ②家族のお祝いや思い出の場 ③地域コミュニティの絆を深める場 ④美味しい料理と心温まるサービスに癒されたり、ストレス発散できる場など、私たちの社会生活や日常生活に潤いをもたらす不可欠なものです。長野県では、すべての人に安心して飲食を楽しんでいただくため、会食の際に気をつけていただきたいことを「新たな会食」のすゝめ」にまとめました。お一人で利用される場合も、実践してみてください。「新しい日常」にマッチした会食スタイルをすすめ、地域でがんばるお店を応援しましょう!

感染防止の3つの基本

① 人と人との距離の確保

- 人と人との間は1m以上空けるなど、相互に飛沫を避けよう
- おしゃべりするときは飛沫防止バネル越しか、できるだけ真正面は避けよう



② マスクの着用

- 会食前後のマスクの着用を徹底しよう
- 周囲の状況に応じて適時マスクを活用しよう



③ こまめな手洗い・手指消毒

- 食事の前後は、手洗い・手指消毒を徹底しよう
- 消毒用アルコールを使った手指の消毒が効果的



三密の回避

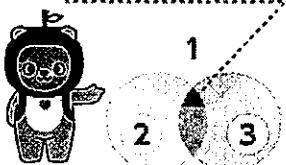
外出時は「密」を避けよう

①換気の悪い密閉空間

②みんなが集まる密集場所

③近くで話す密接場面

三密は集団感染のリスクが高くなります



ー お役立ちサイト ー



県新型コロナウイルス
感染症対策総合サイト

「新型コロナ対策推進宣言」
サイト

「信州の安心なお店応援
キャンペーン」サイト

食マエ～準備は入念に～

- 開催時期や参加人数は適切か考えよう!
- 「新型コロナ対策推進宣言」など対策の取れている店を選ぼう!
- メンバーの体調や行動履歴(県外出張や感染者との接触など)を確認しよう!
不安な場合は参加しない、させない
- 概ね2時間超の利用とならないよう、あらかじめ利用時間やメニューを、メンバーと決めておこう!
- 地域の感染状況や対策の内容を確認しておこう!

食ナ力～感染予防をして楽しもう～

- 入店時にメンバーの体調を改めて確認しよう!
- お店の安全対策や従業員の指示に従おう!
- 基本的な感染防止対策を守ろう!(手洗い、消毒など)
- 出来るだけ個室を選んだり、他のグループとの間隔をあけよう!
- 大声での会話や概ね2時間超の利用は控えよう!
他のグループとの交流はやめよう!
- お酌や回し飲み、箸などの使いまわしはやめよう!

食アト～フォローまでしっかりと～

- 帰宅後、手洗い、うがい、入浴、着替えをしよう!
- 1週間程度は、メンバー間で健康チェックをしよう!

食ナ力の“会話”ポイント解説!

大切なことは、

飛沫を飛ばさない!

飛沫の範囲内に入らない! ことです。

- ① 飛沫防止バネル越しで!
(食事前に飛沫防止バネルがあるか確認してみよう)
- ② お相手の方と1m以上あけよう!
真正面を避けよう!
- ③ 困難な場合は、
「マスク会食」か「黙食」で!



安心安全で楽しい旅を



しあわせ信州

信州版 新たな旅のすゝめ

この度は 信州を旅の目的地に選んでいただきありがとうございます。

長野県では、すべての人に信州で気持ちよく過ごしていただくために、Withコロナのもとでの旅行で気をつけていただきたいこと、困ったときの相談先を「新たな旅のすゝめ」にまとめました。

感染防止の3つの基本

①人と人との距離の確保

- 人と人との間はできるだけ 2m (最低1m) あけよう
- おしゃべりするときは できるだけ真正面を避けよう



②マスクの着用

- 人と会話する時は マスクの着用を徹底しよう
- 周りに人がいたら 電話や おしゃべりするときもマスクを



③こまめな手洗い・手指消毒

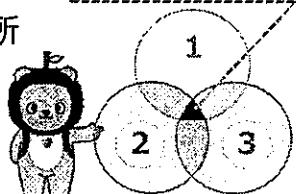
- 手洗いは 30秒かけて 水とハンドソープでていねいに
- 消毒用アルコールを使った 手指の消毒も効果的



三密の回避

外出時は「密」を避けよう

- 換気の悪い 密閉空間
- みんなが集まる 密集場所
- 近くで話す 密接場面



- お役立ちサイト -

長野県公式観光サイト
Go NAGANO信州版 新たな旅の
すゝめ サイト県新型コロナウイルス
感染症対策 総合サイト

旅マエ - 準備は入念に！ -

- 旅行前の2週間は感染リスクの高い行動※を控え 体温や行動歴（時間や場所）をメモしておこう
※飲酒を伴う懇親会、大人数や長時間に及ぶ飲食、マスクなしでの会話など
- 旅先の感染症対策の情報をあらかじめ調べておこう
- 体調が悪くなったときの対応を事前に考えておこう
- 旅行出発日含め、10日前までの間に発熱や 風邪症状があるようなら出かけるのはやめよう

旅ナカ - 楽しみつつ感染予防！ -

- おみやげ選びのときなどで 物にさわるのは 必要最低限にしよう
- 混雑を避け、列に並ぶときは 前の人と距離をとろう
- お店や施設が行っている感染防止対策を よく聞いて 協力しよう
- お店や施設に入るときだけではなく 出るときも 手洗い・手指消毒しよう
- 旅先の写真といっしょに 行動歴（時間や場所）をメモしておこう

旅アト - フォローまでしっかりと -

- 帰ってから2週間程度は健康チェックを続けよう

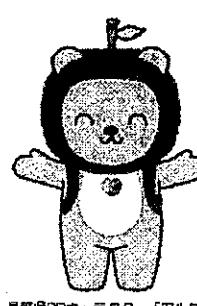
旅行者が感染防止対策を実施している証になるカードです
裏面にチェックして本紙から切り取り 旅にご持参ください

(キヤトリ)

信州版 新たな旅のすゝめ

安心旅人 宣言カード

長野県

長野県PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ

もし 旅行中に風邪等の症状が現れたら

旅行中、風邪等の症状が現れた場合で、新型コロナウイルス感染症ではないかとの不安をお持ちの場合は
医療機関を受診する前に、滞在先の市町村を管轄する「受診・相談センター（保健所）」にご相談いただくか
居住地の相談窓口やかかりつけの医療機関にご相談ください。

☆ 旅行の途中で、誰かが体調不良になった場合は、旅行を中止する勇気も必要です！

少なくとも、以下のいずれかに当てはまる場合は、すぐにご相談ください。

- 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- 重症化しやすい方※で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
※高齢者、糖尿病・心不全・呼吸器疾患等の基礎疾患がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方
- 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
- 上記の症状に当てはまらない軽微な症状のみでも、妊娠中の方、味覚障害・嗅覚障害のある方などはご相談ください。

受診・相談センター（24時間対応）※最寄りの医療機関を紹介しますので、所在地を確認してからご相談ください。

窓口名	管轄（滞在地）	電話番号
佐久保健福祉事務所	小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、御代田町、立科町	0267-63-3178
上田保健福祉事務所	上田市、東御市、長和町、青木村	0268-25-7178
諏訪保健福祉事務所	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村	0266-57-2930
伊那保健福祉事務所	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村	0265-76-6822
飯田保健福祉事務所	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、壳木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村	0265-53-0435
木曽保健福祉事務所	上松町、南木曽町、木曽町、木祖村、王滝村、大桑村	0264-25-2227
松本保健福祉事務所	塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村	0263-40-1939
大町保健福祉事務所	大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村	0261-23-6560
長野保健福祉事務所	須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、飯綱町、小川村	026-225-9305
北信保健福祉事務所	中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、朱村	0269-67-0249
長野市保健所	長野市	平日（8:30～17:15） 026-226-9964 休日・夜間（17:15～8:30） 026-226-4911
松本市保健所	松本市	0263-47-5670

新型コロナウイルス接触確認アプリ

新型コロナウイルス接触確認アプリ（略称：COCOA）は、QRコード
陽性確定者と接触した可能性について
通知を受け取ることができる厚労省のアプリです
これにより、検査や受診など保健所のサポートを
早く受けることができます
旅行中は多くの方と接触しますので、ぜひご活用ください



わたしは「信州版 新たな旅のすゝめ」をふまえ
旅行を楽しみつつ、以下の感染防止策を実施します

- 人と会話をする時はマスクをします
- 手洗い・手指消毒をこまめに行います
- 旅行の同行者以外の方と一定の距離を保ちます
- 事業者が実施する感染防止対策に協力します

全ての項目を実践してチェック！ 旅先でも安心を！

県内事業者の感染防止対策について

長野県では

- ・事業者自ら適切な感染防止策を宣言する
「新型コロナ対策推進宣言の店」
- ・推進宣言の店のアップグレードとして
感染対策を行っているお店の認証制度
「信州の安心なお店」

※本制度対象業種は宿泊業や飲食店等に限られて
おります。詳細は公式HPをご確認ください。
を実施していますので
お店探しの参考にしてください



皆さまのお越しを
心よりお待ちしております

長野県PRキャラクター「アルクマ」

発行／長野県 観光部
長野市大字南長野字幅下692-2

変異株が出現した今、 求められる行動様式に関する提言

令和3年6月16日（水）

新型コロナウイルス感染症対策分科会

変異株が出現した今、求められる行動様式に関する提言

第4回新型コロナウイルス
感染症対策分科会提言

[I] はじめに

- 変異株の出現によって人々の感染対策に変更はあるのかどうか？
- 現在、日本国内では同定される多くのウイルスがB.1.1.7系統の変異株（アルファ株）になっており、B.1.617.2系統の変異株（デルタ株）も少しずつ増えてきている。
- 例えば、従来株に比べて、B.1.1.7系統の変異株（アルファ株）では感染性が1.5倍程度上昇し、入院等重症化のリスクも高くなっているとの報告もある。
- 一方で、B.1.617.2系統の変異株（デルタ株）では、B.1.1.7系統の変異株（アルファ株）に比べて、感染性が高いことが示唆されており、重症化しやすい可能性も指摘されている。
- 国内のクラスター情報等を分析したところ、以下のようなことが生じていることが分かつてきた。
 - ① 当初は三密（密閉、密集、密接）が重なると集団感染のリスクが高くなることを強調してきたが、密閉、密集、密接の一つだけでも集団感染のリスクが高まる可能性も指摘されてきている。
 - ② 一定程度の換気を行い、マスクの着用などをしていたにも関わらず、長時間近くにいることで感染したとされる事例も散見されている。ただし、不適切なマスクの着用が一因と考えられる事例も依然として少なくない。
- この背景としては、変異株の場合、同じウイルス量の曝露でも感染しやすくなることや、感染者から排出されるウイルス量がより多いことなどが考えられる。これにより、事業所等職場でのクラスターも発生している。
- ワクチン接種が進む中で、ワクチン接種後にはマスクの着用が不要になると考える人が出てくるなど、改めて人々に注意喚起が必要と考えられる。
- なぜならば、ワクチン接種後も全員に感染予防効果が付与されるわけではないために、その人がワクチン接種をしたからと言って、仮に感染対策を全く行わなくなれば、感染が広がる可能性も存在するからである。
- したがって、分科会としては、以下のことを提言させて頂きたい。

[II] 求められる行動様式

○国は、国民に対して、変異株に対応するために、以下の内容を周知して頂きたい。

- (1) マスクを鼻にフィットさせたしっかりと着用を徹底すること。その際には、適切な方法で着用できることを第一とした上で、感染リスクの比較的高い場面では、できればフィルター性能の高い不織布マスクを着用すること。三密のいずれも避けること。特に人ととの距離には気を付けること。
- (2) マスクをしっかりと着用していても、室内でおしゃべりする時間は可能な限り短くして、大声は避けること。
- (3) 今まで以上に換気には留意すること。
- (4) 出来る限り、テレワークを行うこと。職場においても、(1)～(3)を徹底すること。
- (5) 体調不良時には出勤・登校をせず、必要な場合には近医を受診すること。
- (6) ワクチン接種後にも、国民の多くがワクチン接種を終えるまでは、マスクを着用すること。
- (7) ワクチン接種後にも、国民の多くがワクチン接種を終えるまでは、大人数の飲み会は控えること。

科学とICTを用いた対策の提言

-多くの国民にワクチン接種が行き渡るまでに-

令和3年6月16日（水）

新型コロナウイルス感染症対策分科会

科学とICTを用いた対策の提言

第4回新型コロナウイルス
感染症対策分科会提言

[I] はじめに

- わが国で発出された3度の緊急事態宣言は、外出自粛や飲食店、百貨店等の営業時間短縮などの人々の社会生活の制約をお願いするものであったが、多くの国民の協力により、諸外国のようなロックダウンによらなくても感染拡大を抑えることができた。
- その一方で、人々の間では新型コロナウイルス感染症に対する慣れや疲れが広がると同時に、経営的に限界に追い込まれているという事業者の声も出てきている。
- このような中、高齢者へのワクチン接種が順調に進んでおり、7月末までに多くの高齢者に対してワクチン接種が終了する。
- しかし、高齢者へのワクチン接種が進んだとしても感染は続き、大きな感染の波は再び生じる可能性があることから、大きなりバウンドを回避するために、クラスターの早期発見・早期封じ込めを更に徹底する必要がある。
- 以上のことを踏まえ、ワクチンを牽引役として、科学とICTを積極的に活用する5つの対策をパッケージとして提言させて頂きたい。

1. 青壮年層へのワクチン戦略

- 現在、ワクチン接種については、区市町村による体制を中心に行われてきている。それと同時に、国及び都道府県による大規模接種施設が利用されている。その中で、特に高齢者に対するワクチン接種が順調に進み、先行する地域ではワクチン接種の予約状況としても余裕が出てきている。
- ワクチン接種については、昨年より、「発症予防効果」及び「重症化予防効果」に力点を置き、高齢者等を優先して実施してきた。また、変異株では壮年層が重症化するリスクが高くなる可能性も指摘されており、ワクチン接種の壮年層の「重症化予防効果」の意味も新たに指摘されている。
- ところが最近になり、今回の新型コロナウイルス感染症のワクチンについては、全員ではないものの「感染予防効果」も有する可能性があることが指摘されてきている。
- このことから、高齢者の多くでワクチン接種が行われた後、すぐに社会の中で最も活動量が多い青壮年層でのワクチン接種を加速させれば、社会全体が少しずつ感染から守られることが期待できる。
- なお、ワクチン接種が本人の自発的意志に基づくこと、ワクチン接種を受けないことによる差別や不当な対応は許されないことは当然の前提である。

2

1. 青壮年層へのワクチン戦略（続き）

（1）青壮年層への接種の加速

- 国及び都道府県は、高齢者のワクチン接種のために設置した大規模接種施設について、高齢者への接種が終えた後も、青壮年層に対するワクチン接種の促進のために活用して頂きたい。また、区市町村においては、域内の大規模病院に委託を行うことなどで大規模接種施設を開設することも考えられる。

○職域における接種の促進として、働く世代においては職域でのワクチン接種が効率的であることから、国は、職域でのワクチン接種を推進して頂きたい。その際には、企業や健保組合、職域団体等と連携し、季節性インフルエンザの予防接種と同様の集団的接種を実施することも考えられる。また、大都市部の大企業の社員のみならず、全国の中小企業や交通機関の従業員、保育園や幼稚園、小中高等学校の職員等についても、地域産業保健センターや商工会議所と連携し、それぞれの地域の各団体等による集団接種会場の共同運用を認めることで、ワクチン接種を支援する必要がある。

○大学や専門学校等における接種の推進としては、国は、大学や専門学校等において、気軽にワクチン接種を受けることができる機会を確保して頂きたい。その際には、健康管理部門と連携し、接種が義務と受け取られないよう配慮した上で、自発的にワクチン接種を受けることができる体制を構築することも考えられる。また、近隣の企業等との共同接種も含めて接種を促進すべきであり、学生が夏に帰省する前に大学等で接種を済ませることが望ましい。

3

1. 青壯年層へのワクチン戦略（続き）

（1）青壯年層への接種の加速（続き）

○なお、今後も新たな副反応が発生するリスクは存在することから、副反応のモニタリング及び丁寧な情報発信を継続して行う必要がある。

○また、医師や看護師等の接種を担当する専門職を増やす取り組みも、引き続き、進める必要がある。

（2）感染リスクの高い集団等における接種の促進

○区市町村は、情報が届きにくく、医療へのアクセスも困難を伴いがちな外国人コミュニティや接待を伴う飲食店等の感染リスクが高い集団でのワクチン接種を促進するために、NPOや事業者等の関係者とも連携し、情報発信の促進とともに、ワクチン接種を気軽に受けることができる機会を確保して頂きたい。その際には、国民の理解を得られるような情報発信とともに、外国人労働者の多い事業所や日本語学校とも連携した上で、集団的接種を実施することも考えられる。

○また、都道府県は、区市町村とも連携の上、クラスターが発生した医療機関の患者や障がい者施設の入所者、学生寮や社員寮、建設作業員宿舎の入居者等の感染リスクが高い集団に対して、迅速にワクチン接種を行うことも考えられる。同時に、このような感染リスクが高い集団については、クラスターの発生前から予めワクチン接種を進めていくことも考えられる。

○障がいを有する場合や在宅介護を利用する場合など、接種会場に行くことが困難な人に対する接種の推進について検討して頂きたい。

2. 積極的・戦略的検査

○感染性が高いと考えられる変異株に対応するためには、濃厚接触者の範囲のみならず、陽性者の周囲を幅広く、かつ迅速に検査し、感染拡大を封じ込めることが求められる。

○また、倦怠感やのどの痛み等軽微な体調不良であっても、そのような症状がある場合には、出勤・登校を控え、かかりつけ医などに相談することが重要である。

○しかし、実際には職場等では倦怠感やのどの痛み等軽微な体調不良があっても働いている人（以下、「軽症状者」という。）が多い。

○このような軽症状者では、無症状者に比べて、PCR等検査の陽性率が高いことが分かっている。

○分科会では、昨年7月の段階から、① 有症状者、②a 無症状者（感染リスク及び検査前確率が高い場合）、②b 無症状者（感染リスク及び検査前確率が低い場合）の考え方※に基づき、PCR等検査の拡充を提言してきた。

※「検査体制の基本的な考え方・戦略」（令和2年7月16日・令和2年10月29日改正）

○最近になり、抗原定性検査（検査キット）に関する科学的知見が蓄積してきたことに加え、検査キットの供給量が増加してきたことを踏まえて、これまでの対策を更に推し進めることが求められる。

2. 積極的・戦略的検査（続き）

（1）陽性者が見つかった場合の徹底的検査

○B.1.1.7系統の変異株（アルファ株）では、感染性が高く、家庭内での感染など、二次感染率が高いという報告もある。

○したがって、国は、変異株を中心に、濃厚接触者以外にも幅広く検査を実施することを、国の支援の下、全国の自治体で徹底して頂きたい。

○また、感染拡大のスピードが速い変異株の拡大を抑えるためには、陽性者が見つかった際に周囲の者を即日又は翌日に速やかに検査を行うとともに、結果を得て次の検査対象者に繋げていくことが重要である。特にB.1.617.2系統の変異株（デルタ株）の国内感染拡大を抑えるためには、疑い例も含めて全国で情報を共有し、関係機関が連携して積極的疫学調査を進める体制を構築することが重要である。

2. 積極的・戦略的検査（続き）

（2）抗原定性検査を活用した検査戦略

○すでに存在する健康観察アプリ等を活用し、高齢者施設、医療機関、学校（大学、高校の他、日本語学校などの各種専門学校を含む）、職場等で軽症状者が確認されれば、直ちに抗原定性検査（検査キット）等を実施することが重要（※）である。

※「抗原定性検査を活用した検査戦略」（令和3年5月6日）を参照。

○その上で、検査キットで陽性が確認されれば、周囲の者に対して即座に行政検査としてPCR検査を実施することで、クラスターの大規模化を防止することが期待される。

○なお、検査キットの結果では診断を確定できない場合には、PCR検査による確定検査を行うことも考えられる。

○国は、このような対策が多くの施設で実施されるよう、迅速に検査キットを高齢者施設、医療機関、学校に配布して頂くとともに、上記の必要な支援を進めて頂きたい。

○なお、この対策を進めるためには、以下3点が重要であると考えられる。

- ①自治体において高齢者施設で陽性者が見つかった際の支援体制を構築すること。
- ②検査キットの判定も含め活用に困難を伴う施設への支援等を検討すること。
- ③上記の検査キットの利用について多くの職場に協力して頂くこと。

2. 積極的・戦略的検査（続き）

（3）近医での検査の促進

○軽い症状を発症した場合には、気軽にかかりつけ医等でPCR検査や抗原定性検査等を実施することで、地域の感染者を早期に見つけることが重要である。

○国は、軽い症状を有する者が迅速に検査を受けることができるよう、保険適用されている抗原定性検査の活用を更に促進するとともに、検査を実施するクリニックを増やして頂きたい。そのためにも、クリニックでも実施可能なモバイル型の検査機器（PCR検査、SmartAmp法、蛍光LAMP法等）のクリニック等に対する購入費用の補助を更に進めて頂きたい。

（4）旅行者に対する検査

○北海道、沖縄県、離島等への旅行者については、搭乗数日前に検査機関でPCR等検査を受けるよう、航空会社は乗客に勧めて頂きたい。

○その際、航空会社は、検査による陰性確認後であっても当日までに何らかの症状が発生した場合には、搭乗前に再検査を受けるよう、勧めて頂きたい。

○なお、以上の仕組みを進める何らかのインセンティブが働くよう、国及び都道府県は必要な支援を検討して頂きたい。

3. ICTを活用したシステム構築と対策

○特に大都市圏では、匿名性や人口の多さのために、クラスター発生の早期探知及び感染経路の分析が不十分であるとともに、これらの疫学情報の自治体間での迅速な共有が不十分であった。

○こうした課題が解決されない限り、変異株が広がる中で、大都市圏での感染制御は難しいと考えられる。

○このことから、効率的かつ効果的に感染の場を早期探知し、これまで特定しにくかった接触者を把握することでクラスターを収束させるため、ICTを活用したシステム構築と対策が求められる。

（1）情報分析の司令塔機能の構築

○都道府県及び域内の保健所設置区市は、合同対策本部を設置して頂きたい。その上で、合同対策本部の下に、疫学情報を一元的に集約・分析する知事直轄の司令塔機能を構築して頂きたい。

○国立感染症研究所は、都道府県の司令塔機能の情報分析の強化を技術的に支援して頂きたい。

3. ICTを活用したシステム構築と対策（続き）

（2）ICTを駆使した疫学情報の迅速な分析

○大都市の都道府県は、二次元バーコード（QRコード）を介した電子的名簿記録を用いて、個人情報を保護しつつ、集客施設の利用者が陽性となった場合に感染源の詳細な分析を効率的かつ効果的に実施して頂きたい。具体的には、接触者の特定を推進することでクラスター収束の実効性をあげるための以下のような仕組みである。その際には、丁寧な議論や情報発信を進める必要がある。

- ①施設は、QRコード発行時に定員、営業業態、席数等の施設の詳細情報を登録する。
- ②施設利用者は、当該施設への入場時にQRコードを読み込む。このことにより、利用者の携帯電話番号等と施設のQRコードとの紐付けがシステム上で行われる。
- ③施設の利用に関わらず、陽性者は、陽性判明時の保健所の聞き取りの際に、今まで通り、携帯電話番号などの基本情報の聞き取りに回答する。
- ④都道府県は、①②③で収集した情報について携帯電話番号を鍵として分析することで、感染可能期間に一人ひとりの陽性者が訪問した施設の一覧を把握し、他の陽性者の情報と連結することで、それぞれの陽性者が共通して利用した施設を把握することを通して、クラスターの発生地点を特定する。
- ⑤都道府県は、①-④で収集した情報を用いて、クラスターの詳細について分析する。
- ⑥分析の結果、施設で感染伝播が生じた可能性がある期間を特定し、その間の施設利用者を②で得た情報から特定し、必要に応じ医療機関の受診、検査、外出自粛等のフォローアップを行う。

3. ICTを活用したシステム構築と対策（続き）

（2）ICTを駆使した疫学情報の迅速な分析（続き）

○以上の仕組みの開始に当たっては、各都道府県が行っている既存のシステムを基盤として発展させつつ、感染症法に基づく積極的疫学調査の一環として、パイロット的に特定の都道府県や地域で実施することも考えられる。

- なお、特に利用者へのインセンティブも含め仕組みが定着するように検討して頂きたい。
- その際、上記の④⑤については、都道府県が、国と情報共有を行うことも考えられる。

4. 下水サーベイランスによる早期探知

- 下水における病原体のサーベイランスについては、これまで、国立感染症研究所が中心となり地方衛生研究所の協力を得て、ポリオウイルスなどで行われてきたところである。
- 新型コロナウイルスに関しても、その発生の当初から国内外で下水サーベイランスの研究が行われてきたが、様々な課題により、実用化には至っていないかった。
- このような中、最近になり、より感度の高いPCR検査の改良や検体の採取方法の開発など、課題を克服する研究が進んできたことで、下水サーベイランスの有用性や利便性について以下のことが分かってきた。

①新型コロナウイルス感染症の感染者が増加する前に下水中のウイルス量が増加する可能性が指摘されていること。

②下水の採取であり、人からの検体採取が不要であること。

（1）下水サーベイランスの体制構築

- 国は、下水の調査に関連する省庁及び国立感染症研究所を中心として、地方衛生研究所及び都道府県の保健衛生部局、下水道部局、民間企業等の協力も得て、予算面も含め、下水サーベイランスの活用及び実施体制の構築に向けた検証を加速して頂きたい。

5. 二酸化炭素濃度測定器を利用した換気の徹底

- 新型コロナウイルス感染症のマイクロ飛沫感染を防ぐ上で、換気の重要性が強調してきた。
- 分科会としても、飲食店における換気を徹底するために、二酸化炭素濃度測定器（CO₂モニター）の普及などについて提言を行ってきた。
- このような中、感染性が更に強い変異株の拡大もあり、感染リスクの低減のため、換気の重要性がますます高まっている。

（1）二酸化炭素濃度測定器の設置支援

- 国及び都道府県は、飲食店において二酸化炭素濃度測定器の設置が進むよう、必要な支援を行って頂きたい。

新型コロナワクチンの職域接種等について

モデルナ社ワクチンを活用した職域接種等

1 現状・前提

- 5月21日に薬事承認されたモデルナ社ワクチンは、①ファイザーワクチンとほぼ同様の有効性・安全性を有し、②最小流通単位が10バイアル（100回分）、③-20℃で6か月、2～8℃で30日間の保存が可能という特性がある。
- 武田薬品工業株式会社（と地域担当卸）は、-20℃のディープフリーザーが配置された基本型接種施設のみにワクチンを配送することとしており、既に地域で多くの医療機関等で接種が進められているファイザー社ワクチンと別のルートで接種を行うことが適当。

2 対応方針

- 接種の類型は以下のとおり。
 - 1) 地域における接種として大型接種会場（都道府県等や防衛省が設置する大規模接種センター）
 - 2) 地域の負担を軽減し、接種の加速化を図るため、職域単位での接種を行うこと。
- 上記の考え方は以下のとおり。
 - 1) 現在、都道府県に対し、都道府県等が設置する大型接種会場の意向を聴取しつつ、準備が整ったところから開始しているところ。
 - 2) 職域接種の考え方
 - 地域でのワクチン接種を地域外で加速化するため、次のような方法で実施することとする。
 - ・医療従事者や会場等は企業等が自ら確保した上で、職域接種を実施する。その際、接種の優先順位に従って実施しつつ、高齢者の次の接種順位である「基礎疾患有する者」及び「高齢者施設の従事者」について接種するのと並行して、一般接種全体を進めていく。
 - その中で、優先接種の対象者については、先行予約期間の設定などにより優先的に接種できる機会を設けることで対応する。
 - ※自治体が警察職員・消防職員等に行う集団接種もこの中に含まれるものとする。
 - 3) その他
 - 企業における接種が行われることが想定されにくく、また、従業員が地域の接種にもつながりにくいと考えられる業種に注目した接種会場を設ける。自治体の判断により実施。現時点では接待を伴う飲食店などを想定。

モデルナ社ワクチンを活用した職域接種の開始について

1. 使用するワクチン

モデルナ製ワクチンを使用。

2. 接種会場、医療従事者の確保

自治体による接種に影響を与えないよう、会場や医療従事者等は企業や大学等が自ら確保する。

3. 実施形態

- 企業単独実施 ○中小企業が商工会議所等を通じて共同実施
- 下請け企業、取引先を対象に含めて実施 ○大学等が学生も対象に含める 等も可能。

4. 接種順位

職域接種対象者の中で優先順位を踏まえて実施。高齢者、基礎疾患を有する者を優先的に接種。

5. 接種費用

職域接種も予防接種法に基づき行われるものであり、接種に係る費用は同法に基づき支給。

6. 接種券

接種券が届く前でも接種可能。

接種券が発送された後は、企業や大学において本人から回収して予診票に添付、請求等を行う。

7. 申請状況等

2,517会場が申請し、接種予定人数は約1,066万人（6月15日17時現在）。

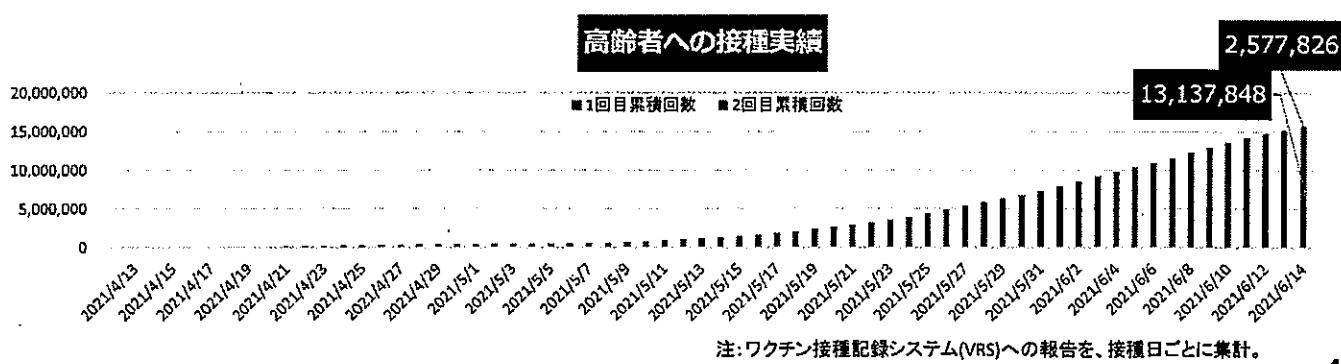
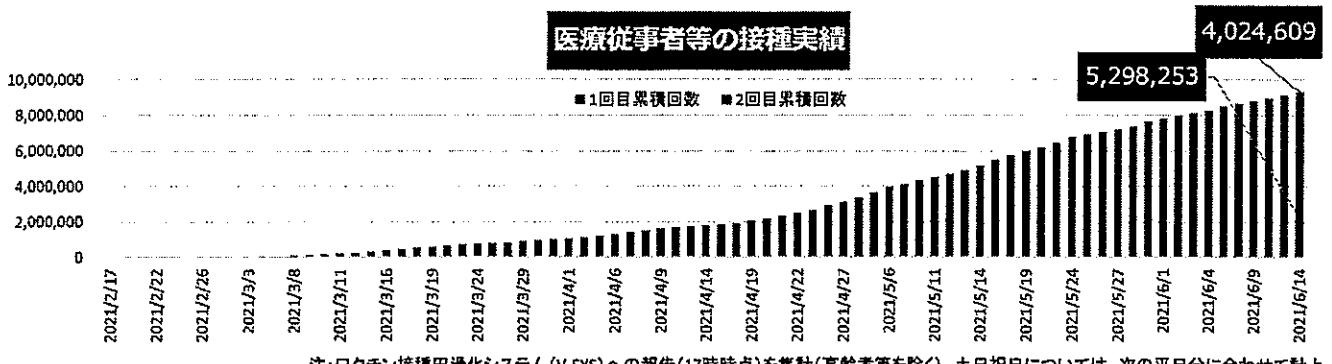
6月13日から順次開始している。

参考資料

ファイザー社ワクチンの接種実績

■これまでのワクチン総接種回

- ・医療従事者等：9,322,862回（令和3年6月14日）
- ・高齢者等：15,715,674回（令和3年6月14日）



4

ワクチン接種に係る人材確保に関するこれまでの取組

1. 地区医師会との更なる調整に関する支援

- ① 総理から日医会長・日看協会長への協力依頼（3.4.30）。総理から日歯会長への協力依頼（3.5.18）
- ② 総務大臣・厚労大臣から自治体へ、日本医師会から地区医師会へ、要請文を発出（3.5.18）
- ③ 国庫補助金を活用し、自治体の判断で協力金を支給することが可能。

2. 医療従事者の確保に関する支援

(1) 主として問診等を行う医師の確保に関するもの

- ① 臨床研修を受けている医師の活用に関する通知を発出（3.5.13）
- ② 医師・看護師等の兼業許可や届出等に関する柔軟な取扱いについて通知を発出（3.5.18、公立病院についても同日付で通知）

(2) 主として接種を行う医療従事者等の確保に関するもの

- ① 潜在看護師の活用に関し、一時的な収入増により扶養から外れないことを周知（3.2.12）
- ② 看護師・准看護師の労働者派遣の拡大（3.4.23）
- ③ 歯科医師の接種業務での活用（3.4.26）
- ④ 臨床研修を受けている医師の活用に関する通知を発出（3.5.13）（再掲）
- ⑤ 看護系大学、看護師等養成所等に対する協力依頼の通知を発出（3.5.17）
- ⑥ 医師・看護師等の兼業許可や届出等に関する柔軟な取扱いについて通知を発出（3.5.18）（再掲）
- ⑦ 潜在看護師が7月末までに新たに接種業務に従事した場合に就業準備金3万円を支給（3.5.21）
- ⑧ 臨床検査技師、救急救命士等の接種業務等での活用（3.6.4）
- ⑨ 接種業務に従事する医療職の健康保険の被扶養者の収入確認の特例について通知を発出（3.6.4）

(3) 病院団体、公立・公的病院等への協力要請など

- ① 介護老人保健施設等について、接種会場等において医師が協力する場合の人員配置基準上の取扱いに係る事務連絡を発出（3.5.7）
- ② 企業立病院・健康保険組合立病院への医療従事者の派遣等の協力要請（3.5.10～）
- ③ 国公私立大学病院に対する協力依頼の通知を発出（3.5.14）
- ④ 歯科大学附属病院に対する協力依頼の通知を発出（3.5.20）
- ⑤ 日本医師会及び各病院団体、公立・公的病院に対する協力依頼の通知を発出（3.5.20）
- ⑥ 自治体サポートチームによる民間の職業紹介事業者等の紹介
- ⑦ 都道府県に、上記の様々な協力主体を活用する等により、市町村のワクチン支援を行う窓口の設置を要請。国は、都道府県と連携しつつ、個別の協力主体にも働きかけを行う。

5

ワクチン接種に係る支援策について（1）

- ワクチン接種にかかる支援策としては、これまで講じていた接種費用(2,070円)への時間外・休日加算相当分の上乗せ、時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣に対する財政的支援に加え、診療所ごとの接種回数の底上げと接種を実施する医療機関数の増加の両面からの取り組みにより、接種回数の増加を図るため、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用した個別接種促進のための財政支援を行ってきたところ。

当該支援の実施期間を、当面継続する。(①～③)

- 更なるワクチン接種の加速化を図るため、「職域接種」において、医療機関が出張して実施し、一定の条件を満たす場合、都道府県が設置する大規模接種会場に対する支援と同等の支援を新たに実施する。(④)

【ワクチン接種対策費負担金】 (接種の費用)

予算額:4,319億円(令和2年度三次補正)

<概要>

・単価:2,070円／回

・時間外・休日の接種に対する加算

(時間外:+730円、休日:+2,130円)

【当面継続】



【ワクチン接種体制確保事業】 (自治体における実施体制の費用)

予算額:3,439億円(令和2年度三次補正等)

<概要>

○接種の実施体制の確保に必要な経費

○集団接種など通常の予防接種での対応を超える経費 等



16

ワクチン接種に係る支援策について（2）

【新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金】



◆ 個別接種促進のための追加支援策(①～③)

個別接種

①「診療所」における接種回数の底上げ 【当面継続】

- ・週100回以上の接種を7月末まで／8・9月／10・11月に
4週間以上行う場合 ⇒ +2,000円／回
- ・週150回以上の接種を7月末まで／8・9月／10・11月に
4週間以上行う場合 ⇒ +3,000円／回

②接種施設数の増加(診療所・病院共通) 【当面継続】

- 医療機関が50回以上／日のまとめた規模の接種を行った場合は、10万円／日（定額）を交付。(①とは重複しない)

集団接種

都道府県が実施する大規模接種会場の設置等に必要となる費用を補助

<概要>

- 都道府県がワクチン接種を実施するために設置する大規模接種会場に係る設備整備等の支援を実施
(使用料及び賃借料、備品購入費等)

時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業

<概要> ○時間外・休日の医療機関の集団接種会場への医師・看護師等の派遣について、派遣元への財政的支援を実施

- ・医師 1人1時間当たり 7,550円
- ・看護師等 1人1時間当たり 2,760円

※地域の実情に応じて都道府県知事が必要と認める地域への派遣を対象

同集団の接種扱い ③「病院」における接種体制の強化 【当面継続】

- 特別な体制を組んで、50回以上／日の接種を週1日以上7月末まで／8・9月／10・11月に4週間以上行う場合に、上記の医療従事者派遣事業と同様の仕組みを活用し、②に加えて追加交付

◆ 職域接種に対する新たな支援策(④)

<概要>

外部の医療機関が出張して実施する職域接種であって、以下の条件に該当するものに対し、都道府県が設置する大規模接種会場に対する支援と同等の支援を実施。(1,000円×接種回数を上限に実費補助)

- ・中小企業が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施するもの

- ・大学、短期大学、高等専門学校、専門学校の職域接種で所属の学生も対象とし、文部科学省が定める地域貢献の基準を満たすもの

【新規】



企業・大学

17

PCR検査におけるCt値とは

- ① Ct値とは、検体中のコロナウイルス遺伝子が、PCR検査で何回増幅を繰り返せば検出できるか、ということを表す。
- ② Ct値の数値が低ければ低いほどウイルス量が多く、高ければ高いほど少なくなる傾向にある。

【留意事項】 Ct値は、検査系（機器・試薬等）によって数値が変動するので、数値の一般化ができない。
（「COVID-19検査法および結果の考え方2020.10.12」、日本感染症学会資料より）

分析の対象者

対象期間：R3.2.1～R3.6.4

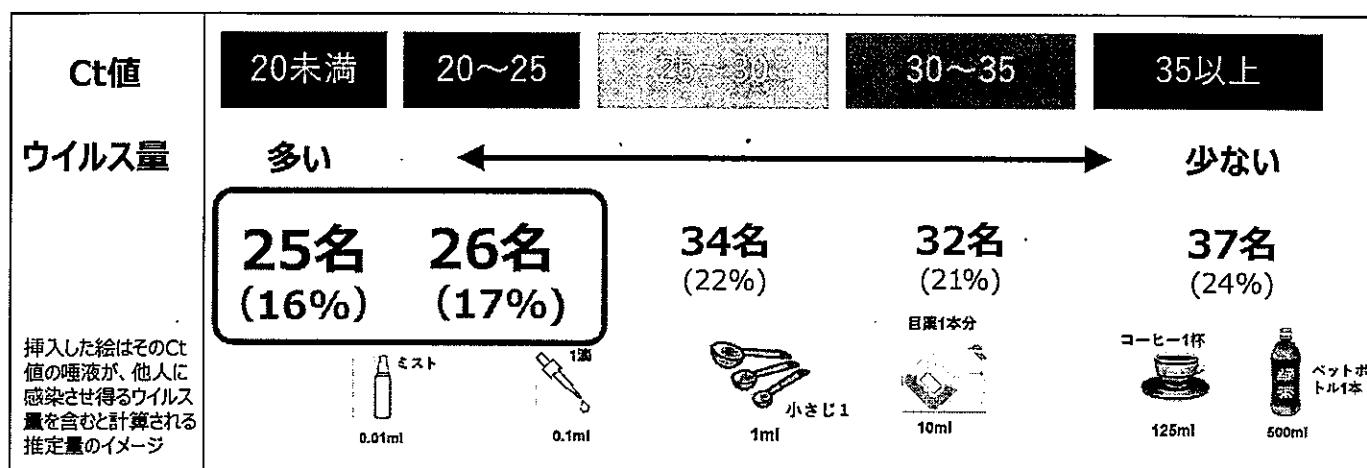
対象者：無症状の陽性者 154名（※）

※期間中の県内陽性者（2,714名）のうち、届出当初の検査でCt値が判明していた無症状者
(療養中に発症した者を除く)

1

県内における陽性者のCt値（ウイルス量）の分析②

無症状者（154名）のCt値（ウイルス量）の分布



無症状の陽性者154名のうち、**51名（33.1%）**がCt値が25未満（ウイルス量が多く、他者へ感染させる可能性）

→ マスクの着用など、基本的な感染対策が必要

※ 感染させるウイルス量の推定値とそのイメージは、慶應義塾大学西原広史教授らが発表した論文等による（「感染拡大防止と社会経済活動の両立を目指す新たな検査コンセプト」2021.3.31慶應義塾大学プレスリース及び西原広史教授ら「感染拡大防止の鍵となる社会的PCRスクリーニング」）。
※Ct値は、陽性判明当初の採取検体の検査値。検査機器、試薬等は検体によって異なる。

2

確認対象

R3.5.10～R3.5.16の県内陽性者245名のうち、感染の場面が
同居内、医療機関、県外及び経路不明者を除いた87名について、
疫学調査で聞き取れた行動を確認

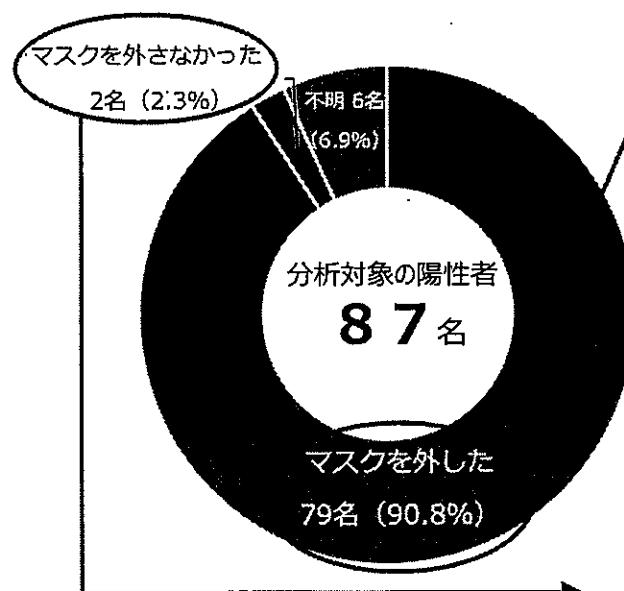
マスクの着用状況等

- 87名全員が、自宅外では、基本的にマスクを着用
- しかし、そのうち79名が、感染したと推定される場においてマスクを外している行動・場面があった
(79名以外：マスク常時着用 2名、詳細不明 6名)

3

事例から見るマスクの着用状況②

【マスクを外した行動、場面の有無】



陽性者と一緒にいる場でマスクを外した行動、場面（79名）

- スポーツ後の休憩時
- 知人とのお茶・コーヒー休憩
- 学校、職場での昼食休憩時
- 喫煙所
- いつも会っている人（別居家族、知人）との食事



マスクを常時着用していたが感染した場面（2名）

- 陽性者と車に同乗



- ➔ マスク着用について、今後も注意喚起するとともに、外さざるを得ない場面においては、特に注意するよう呼びかけていく必要がある

4

○会話の際はマスクを着用しましょう

- ・感染した方の多くが、マスクを外した場面で感染しています。
- ・自分に症状がなくても、感染している場合には、他者へ感染させる可能性があります。

○マスクをしていても、換気が不十分な空間を避け、

こまめな換気を心がけましょう

- ・マスクをしていても、換気の悪い空間で感染した事例があります。